⑷　緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

㈠　緊急時治療管理（１日につき）　511単位

注１　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

２　同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定する。

㈡　特定治療

医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第57条第３項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

⑸　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⑹　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑸までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

⑴　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　556単位

ii　要支援２　690単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　618単位

ii　要支援２　773単位

㈡　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　521単位

ii　要支援２　646単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　583単位

ii　要支援２　729単位

㈢　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　497単位

ii　要支援２　615単位

b　病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　559単位

ii　要支援２　699単位

⑵　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　556単位

ii　要支援２　690単位

b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　618単位

ii　要支援２　773単位

㈡　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i　要支援１　556単位

ii　要支援２　690単位

b　病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i　要支援１　618単位

ii　要支援２　773単位

⑶　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援１　625単位

b　要支援２　782単位

㈡　ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援１　625単位

b　要支援２　782単位

⑷　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a　要支援１　625単位

b　要支援２　782単位

㈡　ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a　要支援１　625単位

b　要支援２　782単位

注１　療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、